

第1次東御市総合計画・後期基本計画

中間検証結果報告書

(施策達成度評価報告書)

平成25年4月

東 御 市

1. はじめに

平成16年4月の合併により誕生した東御市は、合併協議会において定められた新市建設計画に沿って、平成16年度から平成25年度を計画期間とする「第1次東御市総合計画」を策定し、「さわやかな風と出会いの元気発信都市」の実現に向け、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んできました。

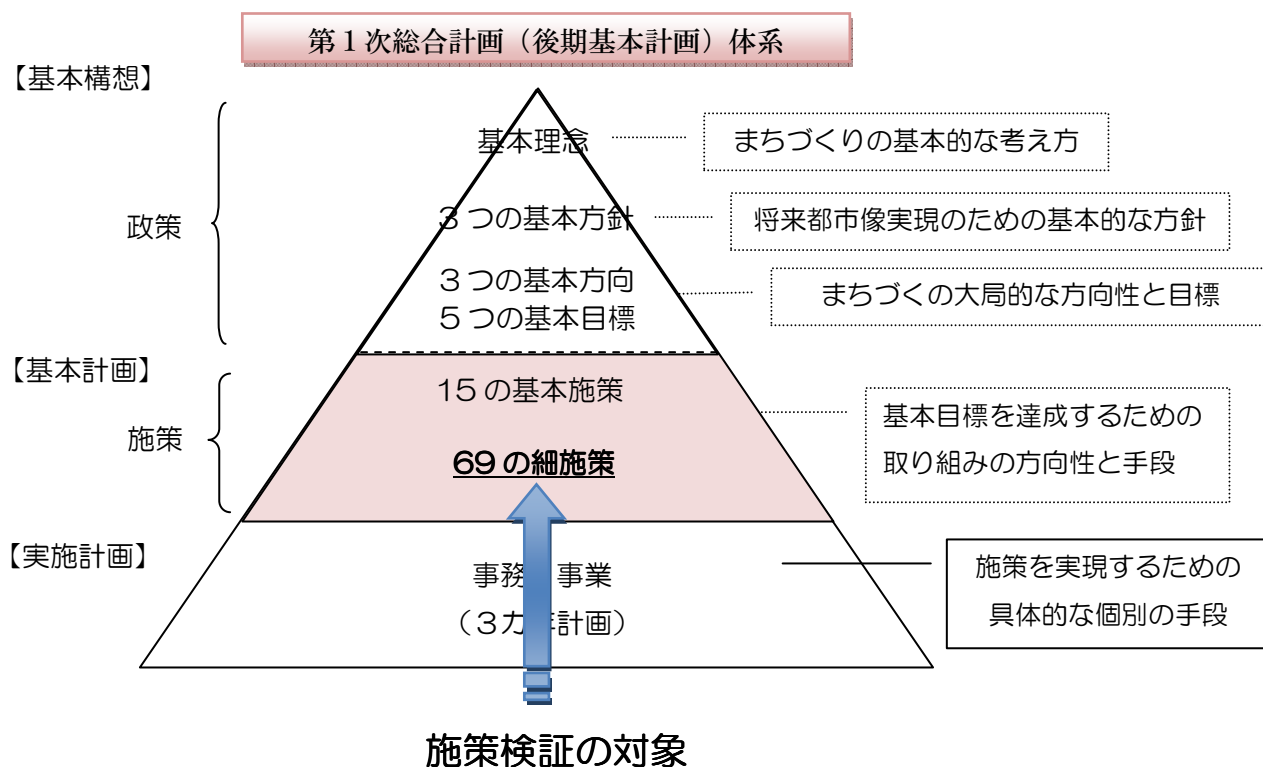
この度、この現行計画の計画期間が残り1年を迎えるにあたり、新たなまちづくりの指針となる「第2次総合計画」の策定作業に取り組んでいます。新しい計画を立案するにあたっては、これまでのまちづくりの成果と課題の整理のうえに立って、今後の展開を明らかにしていく必要があります。

本書は、このような趣旨を踏まえ、次期総合計画に掲げる施策の方向性を明らかにしていくために、「第1次東御市総合計画・後期基本計画」に掲げた“まちづくり”における各施策の進捗状況を把握し、目標や目的の達成度の測定及び課題について中間検証を行うものです。

2. 施策達成度評価の概要

(1) 施策評価の対象

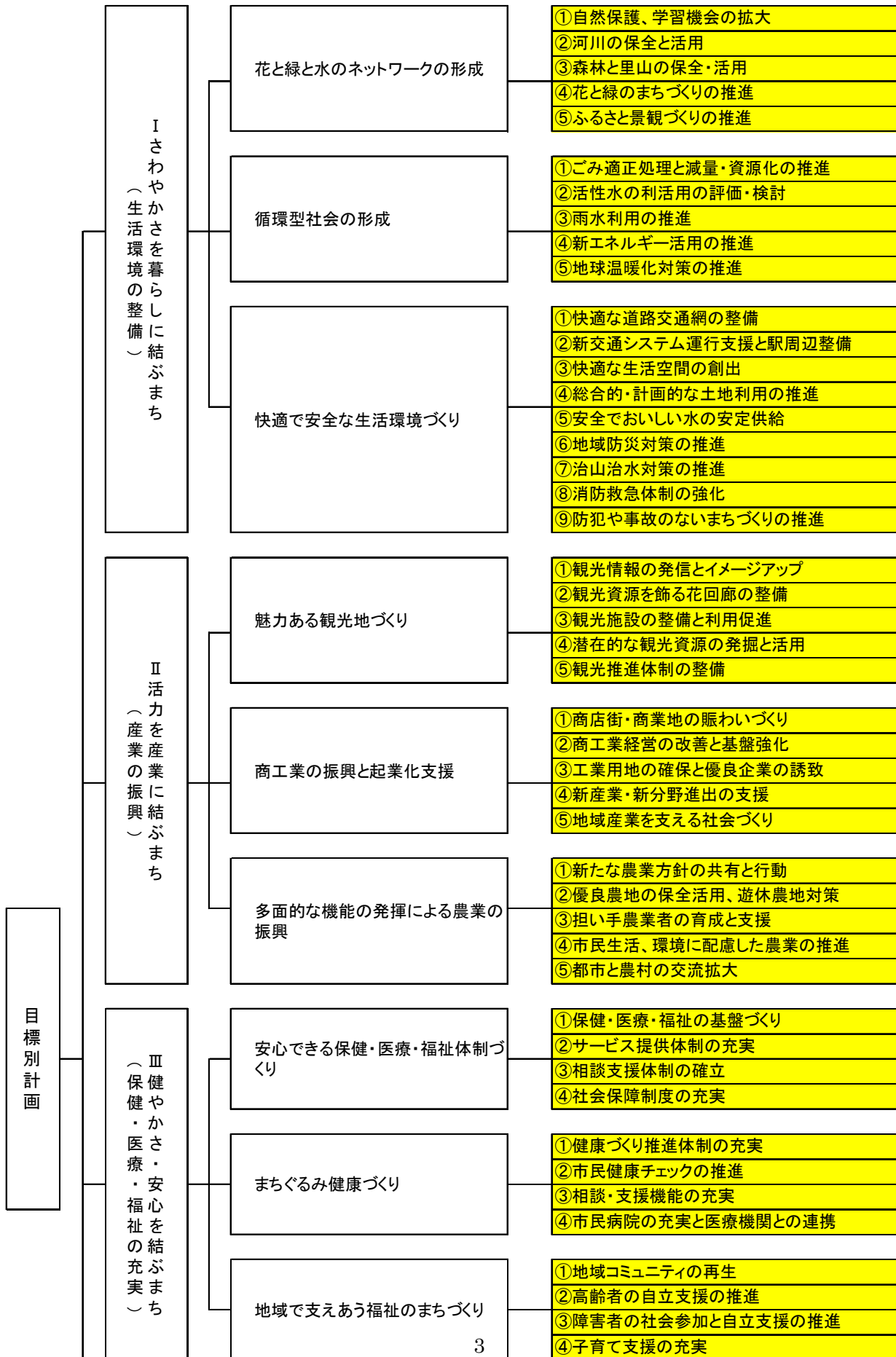
第1次総合計画・後期基本計画に掲げた15の基本施策を構成する69の細施策を対象としています。



(2) 第1次総合計画・後期基本計画における施策体系図

市の基本施策を構成する69の細施策は、具体的には次のように体系化されています。

第1次総合計画（後期基本計画）施策体系図



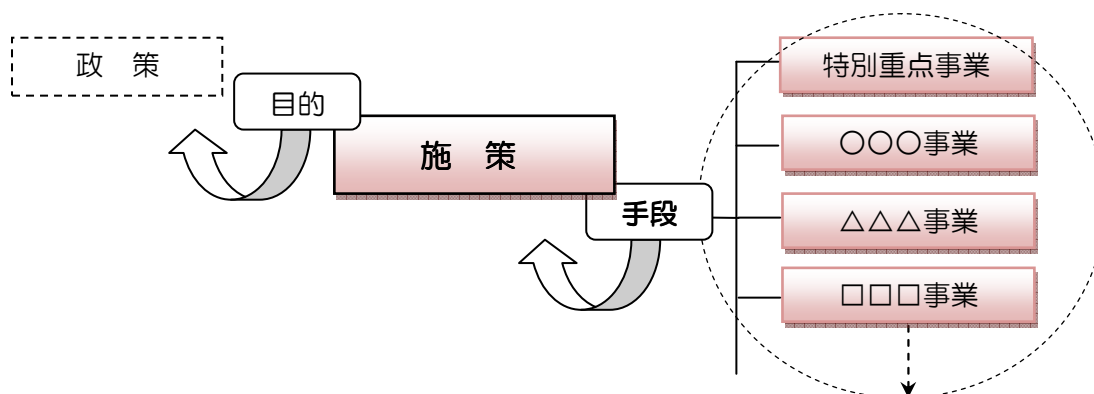


(3) 評価主体

細施策によっては、複数の部署（所管課）にまたがるものもありますが、評価は細施策を推進するすべての部署において「担当課長」が実施しています。

(4) 評価の方法

検証にあたっては、施策を達成（実現）するための手段が「事務・事業」にあることを踏まえ、施策を構成する事務・事業をすべて洗い出したうえ、施策を構成する各事務・事業の達成度の高低による施策への貢献度を視点に、各担当課長が「総合計画・施策達成度評価シート」を作成し、その成果評価に基づいて、最終的に4段階による施策の達成度の評価判定を行っています。



① 施策を構成する事務事業の洗い出しと成果の把握

→ 後期計画は平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 カ年が計画期間になっていますが、行政評価制度を導入した平成 22 年度以降における、「細施策」を構成するすべての事務・事業を洗い出し、その事務・事業の成果を把握し、整理しています。

※ 平成 25 年度の事務・事業につきましては、これからの取り組みであるため、見込み値により整理しています。

② 施策の現状と課題の把握

→ 細施策を構成する事務・事業の進捗が、細施策に対してどれだけ貢献したのかといった視点で総合的に評価し、施策目標は達成されているかどうかを 4 段階で判定しています。

また、同時に施策の課題についても整理しています。

③ 次期総合計画における施策の方向性の判断

→ 施策の現状と課題を踏まえ、今後の成果向上のための方向性や、上位の目標＝「政策」に対する必要性、有効性、貢献度を視点に精査し、「継続」「充実」「廃止」「終了」「再構築」を判断しています。

<評価区分>

判定	評価内容	達成度
A	施策目標は十分に達成できている。(十分に達成できる見込み) …施策目標の実現を阻害するような課題や残される問題点がなく、順調に推移している場合	101%以上
B	施策目標はほぼ達成できている。(達成できる見込み) …新たな課題や残される問題点はあるが、今後も現在の取り組みを推進することで施策目標の実現が可能になる場合	100%～75%
C	施策目標はあまり達成できていない。(やや未達成の見込み) …新たな課題や残された問題点があり、施策目標の実現に向けて計画の見直しや取り組みの改善が必要な場合	74%～50%
D	施策目標はほとんど達成できていない。(達成に程遠い見込み) …前提としていた諸条件が大きく変化し、取り組みの抜本的な見直しを行っても施策目標への到達が著しく困難な場合	49%以下

(5) 評価結果のヒアリング

→ (4) の方法による作成された評価シートをもとに、企画課においてヒアリングを実施し、判定された達成度の精査を行っています。

3. 施策評価の点数化への試み

施策は必ずしも「一課一施策」とは限りません。複数の課の取り組みによって一つの施策が達成されていくケースもあります。そのため、所管課で評価した A～D の判定をわかりやすく「点数化」することを試みています。正確な点数判定は極めて困難ではありますが、「評価結果の点数化基準」によって整理するとともに、複数課にまたがる細施策は構成比率によって加重平均し、69 細施策すべ

ての点数を導いています。

＜評価結果の点数化基準＞

A	B	C	D
100点	75点	50点	25点

(1) 検証結果（総括）

第1次東御市総合計画・後期基本計画の達成度は 66.5

評価を行った69の細施策のうち、“施策目標は十分に達成できている”(100点)は無く、“施策目標はほぼ達成できている”(75点以上)が43細施策(62.3%)、“施策目標はあまり達成できていない”(50点以上75点未満)が24細施策(34.8%)、“施策目標はほとんど達成されていない”(49点以下)が2細施策(2.9%)という結果でありました。

計画期間をあと1年残す中で、69細施策の全体平均が66.5点となっていることを考慮すると、概ね順調に施策が推進されている状況にあるといえます。

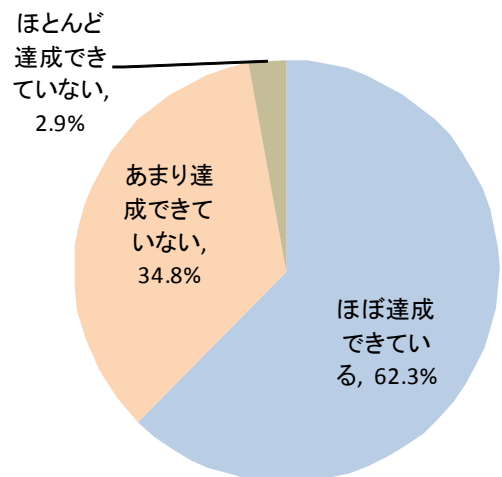
49点を下回る2細施策のうち、「活性水の利活用の評価・検討」につきましては、施策目標を“活性水事業の実績評価と利活用の方策決定”を掲げていますが、活性水事業は汚泥の減量化には有効であるものの、汚泥減量化に要する費用と汚泥処分費を比較すると経費の節減につながっていないなどから、利活用の方策を見出せないでいることが要因となっています。

また、もう一つの「商店街・商業地の賑わいづくり」につきましては、施策目標に“街路事業の成果を活かした特色ある商業地づくり、賑わいづくり”を掲げ、田中商店街店主を中心に委員会を組織し取り組んでいます。まちづくりグループへの効果的な支援策を具体的に見出せていない点あげられます。いずれも25点という極めて低い評価となっているため、施策達成に向けた何らかの取り組みを講じていく必要があります。

後期基本計画に掲げた「施策」の中には、様々な内容・性格の取り組みがハード・ソフトの両面にわたって盛り込まれていますが、全般的な傾向として、ソフトが十分でないこと、商業、工業への取り組みを強化していく必要があることが明らかになっています。

○ 達成度評価

	細施策数	割合
十分に達成できている	0	0.0%
ほぼ達成できている	43	62.3%
あまり達成できていない	24	34.8%
ほとんど達成できていない	2	2.9%
全体	69	100.0%



(2) 施策全体評価結果

第1章 さわやかさを暮らしに結ぶまち（生活環境の整備）

第1節 花と緑と水のネットワークの形成	75.0	点
---------------------	------	---

【所管課】

①自然保護、学習機会の拡大	75.0
②河川の保全と活用	75.0
③森林と里山の保全・活用	75.0
④花と緑のまちづくりの推進	75.0
⑤ふるさと景観づくりの推進	75.0

教育課

市民課、建設課

農林課

建設課

市民課

第2節 循環型社会の形成	58.8	点
--------------	------	---

①ごみ適正処理と原料・資源化の推進	50.0
②活性水の利活用の評価・検討	25.0
③雨水利用の推進	68.8
④新エネルギー活用の推進	75.0
⑤地球温暖化対策の推進	75.0

市民課

上下水道課

総務課、農林課、建設課

市民課

市民課

第3節 快適で安全な生活環境づくり	65.8	点
-------------------	------	---

①快適な道路交通網の整備	50.0
②新交通システム運行支援と駅周辺整備	75.0
③快適な生活空間の創出	75.0
④総合的・計画的な土地利用の推進	50.0
⑤安全でおいしい水の安定供給	50.0
⑥地域防災対策の推進	75.0
⑦治山治水対策の推進	75.0
⑧消防救急体制の強化	75.0
⑨防犯や事故のないまちづくりの推進	67.5

建設課

商工観光課

総務課、市民課、建設課

建設課

上下水道課

総務課、企画課

農林課、建設課

総務課

市民課、教育課

第2章 活力を産業に結ぶまち（産業の振興）

第1節 魅力ある観光地づくり

69.0 点

①観光情報の発信とイメージアップ

57.5

商工観光課、農林課

②観光資源を飾る花回廊の整備

75.0

商工観光課

③観光施設の整備と利用促進

75.0

商工観光課

④潜在的な観光資源の発掘と活用

62.5

商工観光課、教育課

⑤観光推進体制の整備

75.0

商工観光課

第2節 商工業の振興と起業化支援

52.0 点

①商店街・商業地の賑わいづくり

25.0

商工観光課

②商工業経営の改善と基盤強化

75.0

商工観光課

③工業用地の確保と優良企業の誘致

60.0

商工観光課、建設課

④新産業・新分野進出の支援

50.0

商工観光課

⑤地域産業を支える社会づくり

50.0

商工観光課

第3節 多面的な機能の発揮による農業の振興

60.0 点

①新たな農業方針の共有と行動

62.5

農林課、農業委員会

②優良農地の保全活用、遊休農地対策

62.5

農林課、農業委員会

③担い手農業者の育成と支援

75.0

農林課

④市民生活、環境に配慮した農業の推進

50.0

農林課

⑤都市と農村の交流拡大

50.0

農林課

第3章 健やかさ・安心を結ぶまち（保健・医療・福祉の充実）

第1節 安心できる保健・医療・福祉体制づくり **75.0** 点

①保健・医療・福祉の基盤づくり	75.0	福祉課、健康保健課、 市民病院
②サービス提供体制の充実	75.0	福祉課
③相談支援体制の確立	75.0	福祉課
④社会保障制度の充実	75.0	市民課、福祉課

第2節 まちぐるみ健康づくり **65.6** 点

①健康づくり推進体制の充実	62.5	福祉課、健康保健課
②市民健康チェックの推進	50.0	健康保健課
③相談・支援機能の充実	75.0	健康保健課
④市民病院の充実と医療機関との連携	75.0	市民病院

第3節 地域で支えあう福祉のまちづくり **68.8** 点

①地域コミュニティの再生	50.0	福祉課
②高齢者の自立支援の推進	75.0	福祉課
③障害者の社会参加と自立支援の推進	75.0	福祉課
④子育て支援の充実	75.0	子育て支援センター、 子育て支援課、教育課

第4章 未来を担う人を結ぶまち（教育・文化・スポーツの振興）

第1節 生きる力を育む教育の推進

70.0 点

①家庭や地域の教育力の向上

50.0

子育て支援センター、
子育て支援課、教育課

②学校教育の充実強化

75.0

教育課

③学校・家庭・地域の連携強化

75.0

教育課

④地域ぐるみの学習環境づくり

75.0

教育課

⑤相談・支援体制の整備

75.0

教育課

第2節 文化育むまちづくり

71.9 点

①生活文化都市の形成

62.5

教育課、生涯学習課

②文化施設の充実

75.0

生涯学習課

③地域の文化や伝統行事の継承

75.0

教育課

④文化財の保護と活用

75.0

教育課

第3節 学びあい、教えあいの推進

75.0 点

①生涯学習のまちづくりの推進

75.0

生涯学習課

②生涯スポーツのまちづくりの推進

75.0

生涯学習課

③人権尊重のまちづくりの推進

75.0

人権同和政策課、教育課

④青少年の健全育成

75.0

生涯学習課

第5章 支えあい夢を結ぶまち（住民と行政の協働）

第1節 男女共同参画の推進	50.0	点
---------------	------	---

①男女共同参画の社会づくりの推進	50.0	生涯学習課
②推進体制の確立	50.0	生涯学習課

第2節 国際交流の推進	75.0	点
-------------	------	---

①国際理解学習の推進	75.0	生涯学習課
②幅広い国際交流の促進	75.0	生涯学習課
③外国人に優しい環境整備	75.0	市民課

第3節 市民と行政の協働のまちづくり	65.0	点
--------------------	------	---

①市民参加・参画機会の拡充	50.0	企画課
②協働推進体制の確立	75.0	総務課、企画課
③コミュニティ機能の強化	75.0	総務課、企画課
④開かれた市政の推進	50.0	企画課
⑤効率的・効果的な行財政運営の推進	75.0	総務課、企画課

4. 施策達成度評価結果（基本施策別）

政 策： I さわやかさを暮らしに結ぶまち（生活環境の整備）

施 策： （1） 花と緑と水のネットワークの形成

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①自然保護活動と自然学習機会の拡大	教育課	B	継続
②河川の保全と活用	市民課・建設課	B	継続・再構築
③森林と里山の保全・活用	農林課	B	再構築
④花と緑のまちづくりの推進	建設課	B	継続・再構築
⑤ふるさと景観づくりの推進	市民課	B	継続・再構築

①「自然保護活動と自然学習機会の拡大」

＜施策目標・手段＞

自然に触れる楽しさを理解し、将来も豊かな自然を引き継いでいくことができるよう、自然保護活動や自然学習機会の拡大を図る。

【主な成果と課題】

天然記念物（オオルリシジミ等）の保護活動を実施する活動団体による市民への啓発活動が活発に行われている。一方で、湯の丸・池の平自然保護指導員による烏帽子・湯の丸山一帯のパトロールを実施し指導しているが、高山植物の摘み取りや天然記念物の蝶などの昆虫の採取など違反者が絶えないことが課題である。

②「河川の保全と活用」

＜施策目標・手段＞

水質汚濁の防止や水辺環境の美化を図るために、市民の自主的な河川保全活動を支援し美しい河川と良好な水環境の確保と市民が河川に親しめる親水空間づくりを進める。

【主な成果と課題】

河川の美化清掃活動や千曲川など身近な川に親しむ活動としての主要河川の水生生物調査は年間の開催目標数を達成しているが、河川へのゴミの投棄は依然として多いのが現状である。水に親しむ憩いの場づくりの普及や環境美化推進のための市民活動支援はもとより、東御清翔高校の生徒による河川水質調査活動ともタイアップして地域ぐるみの河川保全活動が定着するよう取組みを進める必要がある。

現状の河川保全活動としては、河川愛護会による環境美化活動、河川モニターによる一級河川の巡視活動、環境保全監視員による担当地区の監視活動などがあり、地域ぐるみの取組みを進めているところである。

また、毎年6月のまちをきれいにする月間に合わせ、市内一級河川や準用河川等のゴミ拾い、草刈りや低木等の伐採作業を行い、河川の水辺環境美化に努めているが、河川改修等により河川内への進入ができない場所やヨシの繁茂や河川内支障木などがあり、清掃活動ができないといった課題も生じている。

③「森林と里山の保全・活用」

＜施策目標・手段＞

森林機能の保全を図るとともに、生活に身近な里山の豊かな自然を守り、育て、市民が楽しみ、交流する場として活用を図る。

【主な成果と課題】

森林機能の保全については、間伐132ha、植栽3.5hの森林整備を図るとともに、毎年衛生伐のくん蒸や枯損木処理等により松くい虫対策を実施してきたが、被害拡大に追いついておらず森林保全の有効な手段となっていないことが課題である。

有害鳥獣対策については、シカやイノシシ、熊、ハクビシン等の生息数が増加し、農作物への被害が発生しており、有害鳥獣駆除を実施している猟友会も会員の減少や高齢化が進んでいる。

里山保全・美化を行う取組み状況として、平成22年度から森林の里親制度による森林美化活動等がボランティアと地域住民とのふれあいの場となっているが、里親となるNPOや企業、団体が少なく、その確保が課題となっている。

④「花と緑のまちづくりの推進」

＜施策目標・手段＞

美しく潤いのある生活環境づくりのため、市民の自主性を重んじた取り組みを支援することにより、地域における花と緑のまちづくりを推進する。

【主な成果と課題】

地域の緑化に資する事業として、花いっぱい運動では各区を含め約100団体へ花苗を配布するとともに、自主的な花壇整備等に対する緑化推進事業補助金等の交付など、地域の緑化に加え、地域づくり活動の面からも事業として定着しているが、ふれあい花いっぱいコンクールでは参加者の固定化、ボランティア団体では会員の高齢化等の課題も見受けられる。

花いっぱい運動については、継続させることで価値が高まっていくものであり、加えて市民の自主性を重んじた取り組みとしても位置付けられていることから、「協働のまちづくり」「ふるさと景観づくり」などの枠組みにおける1事業として検討することも必要と思われる。

⑤「ふるさと景観づくりの推進」

＜施策目標・手段＞

多様な生態系の保全に心がけるとともに、地域ぐるみで豊かな自然と周辺景観が調和した美しいまちづくり努め、市全体でふるさと景観づくりを推進する。

【主な成果と課題】

市民、農業者団体や市民活動組織の理解と協力のもとに、地域の豊かな自然環境と良好な生活環境を守り育てる運動を展開し、環境保全意識の高揚を図ってきている。

しかし、遊休荒廃地の増加やアレチウリなどの外来動植物の繁殖は著しく、抜本的な対策を講じる必要があることから、関連団体との協働活動による早期発見、早期駆除を実施するための監視の強化と地域住民の協力を得るための啓発活動の強化が課題となっている。

施 策： (2) 循環型社会の形成

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①ごみ適正処理と減量・資源化の推進	市民課	C	継続
②活性水の利活用の評価・検討	上下水道課	D	終了
③雨水利用の推進	総務課	B	継続
	農林課	D	廃止
	建設課	B	継続
④新エネルギー活用の推進	市民課	B	継続・再構築
⑤地球温暖化対策の推進	市民課	B	継続・再構築

①「ごみ適正処理と減量・資源化の推進」

＜施策目標・手段＞

市民や事業者による生活廃棄物の発生規制や資源化への取り組みを支援するとともに、3R（リデュース～減量化、リユース～再使用化、リサイクル～再資源化）を推進し、ゴミ減量化に努める。

【主な成果と課題】

人口が減少しているにも関わらず平成23年度よりごみの量が増加してきている傾向がある。また、ごみの分別が徹底されず収集されないケースが依然として多いなど市民の意識やモラルの低下が見られる。一方で、老朽化が進む東部クリーンセンターは計画的な点検と修繕を行い、延命化を図るが今後莫大な経費が負担となっていくことが予想されている。上田地域広域連合による統合クリーンセンターは候補地が決定し、地元との協議が進められている。ごみ処理広域化計画で定められたごみの減量化目標を受け、今後生ごみ堆肥化施設の設置を予定している。

②「活性水の利活用の評価・検討」

＜施策目標・手段＞

汚泥リサイクルによる活性水の生成と利活用について評価検証を進め、今後の取り組み方策を決定する。

【主な成果と課題】

「活性水」の生成より、汚泥量の減量化は図られているものの、活性水の利活用は進んでいない状況にある。また、東日本大震災福島第 1 原発事故に起因する放射性物質検査の義務付けにより柔軟な活性水の運搬提供が困難となっている。今後、活性水生成・配布は現行どおりとし、汚泥発生量、製造量、配布量のデータの蓄積など事業としては継続するが、主要施策としては終了とする。

③「雨水利用の推進」

＜施策目標・手段＞

寡雨地域におけるため池の機能維持や雨水貯留槽の設置などにより、雨水の利用を促進し、水資源の有効活用を進める。

【主な成果と課題】

市役所庁舎の建て替えに伴い雨水貯留槽 2 基を設置した。寡雨地域である本市においては、雨水の安定的な供給が見込めないことから、用途については散水程度の限定的なものになってしまうことや、冬期間は凍結で使用できないなど課題がある。

一方で、そうした条件であるからこそ、水資源の有効活用を進めることは大切であり、同時に集中豪雨時の雨水の流出抑制を図る減災目的も兼ね備えた形で、雨水利用の促進を継続していく必要がある。そういう意味では、雨水貯留槽設置補助金を継続することにより、市民意識の向上を図ることも必要である。

農業用ため池については、その機能維持のための漏水防止対策等の改修（海善寺池、横堰池）を実施しその維持保全に努めてきたが、近年の集中豪雨等の対策として、ため池のしゅんせつや上下流水路の流下能力の確保が課題となっている。

④「新エネルギー活用の推進」

＜施策目標・手段＞

市民、事業者にも新エネルギーとして代表的な太陽光発電の普及・促進に努めるとともに、地域バイオマスエネルギーの導入・可能性について調査・研究を進める。

【主な成果と課題】

住宅用太陽光発電補助申請は平成 24 年度 3 月末で 128 件、設置全体で 553.61Kw とおおむね目標値をクリアしている。東御市の地域性を生かしたメガソーラーの設置や、建物の高断熱化による省エネルギーの促進も併せ、積極的な施策展開を図るとともに、市の地球温暖化防止の方向性を定め、スマートシティのような大きな取り組みの検討を含めた新エネルギービジョン

策定の必要性が高まっている。

⑤「地球温暖化対策の推進」

＜施策目標・手段＞

市民、事業者、行政がともに地球温暖化に対する意識を高めるとともに、地域での取り組みを促進する。

【主な成果と課題】

平成 22 年 3 月に温室効果ガス削減の具体的な削減目標及び取組の基本的な方向をまとめた「東御市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し取り組みを進めている。加えて、平成 23 年 3 月には「環境基本計画 10 力年計画」が中間年を迎えたことから、環境指標及び環境施策について必要な見直しを進め、後期計画を策定する中で推進を図っている。

また、平成 24 年 6 月には東御市内において地域資源を活用した地域協働による自然エネルギーの普及および自然エネルギーを活用した持続可能な地域づくりに向けた各種団体の活動を推進する「自然エネルギー東御地域協議会」を設立している。今後は、市、事業者、市民等の各主体がそれぞれの立場で積極的に対策を行うことにより温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、省エネルギーの徹底、自然エネルギーの地産地消の実現などに取組む必要がある。

施 策： （3） 快適で安全な生活環境づくり

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①快適な道路交通網の整備	建設課	C	継続
②新交通システム運行支援と駅周辺整備	商工観光課	B	継続
③快適な生活空間の創出	総務課、市民課、 建設課	B	継続・再構築
④総合的・計画的な土地利用の推進	建設課	C	継続
⑤安全でおいしい水の安定供給	上下水道課	C	継続・再構築
⑥地域防災対策の推進	総務課、企画課	B	継続
⑦治山治水対策の推進	農林課、建設課	B	継続
⑧消防救急体制の強化	総務課	B	継続
⑨防犯や事故のないまちづくりの推進	市民課	B	継続・再構築
	教育課	C	継続

①「快適な道路交通網の整備」

<施策目標・手段>

広域ネットワークに対応した、まちの骨格となる幹線道路の整備や改良について、安全性や歩行者空間、沿道環境との調和や景観面へ配慮しながら進める。

【主な成果と課題】

道路整備は、平成 21 年に策定した「東御市道路整備計画」に基づいて整備を進める幹線道路と、地元区からの要望によって小規模土木事業等で整備する生活道路がある。

幹線道路網の整備については、国道 18 号上田バイパス、海野バイパスの両事業の取り組みを進めており、平成 21 年に事業化された上田バイパスにあつては、引き続き地元団体と連携して国の予算確保に向けた要望活動を行うとともに、設計協議等の国の事業に対して協力・支援を行い、22 年度より着手した海野バイパス事業については、26 年度の供用開始に向け、事業推進を図っている。

児童の安全を確保するため、主要通学路への歩道設置と段差解消のための道路改良については、大川田沢線の歩道を平成 23 年度から 24 年度にかけて整備した。

また、市役所周辺の交通渋滞の解消等を図るための県東深井線の延伸や、保育園整備と併せた関連事業としての滋野 446 号線の歩道整備に平成 24 年度から着手している。

生活道路の整備については、区の長期計画を一つの基準として順次整備を進めているものの、予算の範囲内で実施しているため、区の要望を 100% 充足することが困難であり、課題となっている。しかし、これら課題はあるものの引き続き優先度を決定し、計画的に実施していく必要がある。

②「新交通システム運行支援と駅周辺整備」

<施策目標・手段>

公共交通機関の利用を促進し、新交通システムとしてのデマンド交通が安定して運行できるよう支援する。田中駅周辺は、駅のターミナル機能の向上と、駅南口地域については、地域特性に応じた活性化を図る。

【主な成果と課題】

しなの鉄道については、安全輸送を確保するための設備整備の負担をした。

デマンド交通については、市内 5 区画の運行エリアを 2 区画の広域エリアに分けて配車の効率化を図り、また、市内全域をカバーするプラス号を 1 台増やすとともに昼休みの時間帯に 2 便増便するなど利便性を高めた。見直しを行った平成 23 年度においては利用者数の増加がみられ、その後は低迷しているものの、デマンド交通に対する評価は高い。

定時定路線バスについては、利用者数の多い時間帯を調査し、ダイヤ改正を行い利便性を高めた。今後も、効率的で利用しやすい運行等を検討し利用者を増やすことが課題である。また、田中駅周辺の環境整備として、駅のターミナル機能の向上やバリアフリー化を図るため、田中駅舎の整備について橋上化を含めた改築の検討が必要である。今後、しなの鉄道や国土交通省の補助制度等について協議・調整が必要である。

③「快適な生活空間の創出」

＜施策目標・手段＞

快適でゆとりある住環境整備のため、高齢者や障がい者にも利用しやすい施設や住宅、公園等の整備を進める。また、騒音や悪臭などの防止活動支援や指導監視体制を強化する。

【主な成果と課題】

野焼きやゴミの不法投棄、悪臭、騒音、水質汚濁などの苦情は多く寄せられている状況があり、公害未然防止のため、立入調査も行うなど指導・啓発の重点化を図っているが、特に市民のマナー、モラルの向上に関する喚起が必要となっている。

舞台が丘公共施設整備計画に基づく市役所庁舎・図書館の建設について、バリアフリーとユニバーサルデザインに配慮しながら施設利用者の利便性の向上を目指した整備が完了した。

他の公共施設についても、施設の増改築に合わせ、同様に整備を進めている。

都市公園については、計画された10公園の整備が完了しており、その目的に沿った良好な維持管理に努めているが、今後、バリアフリーなどに配慮した整備を検討していく必要がある。

また、「みどりの基本計画」については、平成20年度に策定した「東御市都市計画マスタープラン」において、計画の見直しについて掲げているが、緑の多い田園都市という東御市の現況を踏まえると、計画の見直しの必要性から再度検討する必要がある。

公営住宅の整備については、平成22年度に「東御市市営住宅長寿命化計画」を策定し、公営住宅ストックの維持・改善と建替等に関する方針を決定した。これに基づき伊勢原・常田団地の建替と日向が丘団地（平屋）の建替基本計画の策定を実施し、今後も計画に沿って維持・改善と建替を実施する必要がある。

④「総合的・計画的な土地利用の推進」

＜施策目標・手段＞

自然と調和した総合的・計画的な土地利用を推進するとともに、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保し、豊かな市民生活を送ることができるよう、地域特性にあった土地利用を推進する。

【主な成果と課題】

市の土地利用に関する基本計画である「国土利用計画」については、平成28年度からの新国土利用計画の策定に向け、国・県の方針に基づき策定を進める必要がある。

また、平成20年に策定した「都市計画マスタープラン」でも、国土利用計画に基づき土地利用方針を定めているが、同プランの「将来都市構造」に基づき、引き続き地域特性に応じた自然的土地利用と都市的土地利用の均衡のとれた秩序ある土地利用を進める必要がある。

また、市内全体の都市施設を見直し、都市計画道路の計画変更を進めているが、引続き社会情勢の変化等に応じた見直しを行い、機能的な都市活動を確保する必要がある。

⑤「安全でおいしい水の安定供給」

＜施策目標・手段＞

安全で良質な水を安心して供給できるよう、水源の確保や水質管理体制の強化を図り、健全な水道経営に努める。また、生活排水処理については、地域特性に応じて公共下水道など生活排水処理施設の適正な管理と水洗化を促進する。

【主な成果と課題】

平成 22 年度に水道ビジョンを策定し、水道の現状と将来見通しを分析・評価する中で、水道のあるべき将来像について明らかにしているが、震災を契機に新たな取組みが求められる背景から、緊急度の高い施策を前倒して進める必要がある。特に施設の耐震化など災害に強い水道をめざした取組みを進めていく必要がある。水源確保は新西入水源の事業化により、また水道集中監視システムの効率化と充実についても新システムの導入を進める中で、いずれも平成 25 年度末に一定の成果を上げることができる見通しになっている。

⑥「地域防災対策の推進」

＜施策目標・手段＞

地震や風水害に備え、的確に対応するための地域住民による自主防災組織の育成など、まちぐるみの総合的な防災対策を推進する。また、市民との災害情報の共有や災害発生時の応急対策の徹底、広域的な応援体制の構築など、災害から復旧を迅速かつ円滑に行うための備えを進める。

【主な成果と課題】

平成 17 年 10 月に「東御市地域防災計画」を策定し、国の防災基本計画や長野県地域防災計画が変更された際や、市の組織や名称の改変などによる災害対策本部の事務分掌の変更など軽微なものについては、その都度修正を行ってきたところである。

また、東日本大震災を踏まえ、国の防災基本計画や県の地域防災計画が改定されたことを受けて、市の地域防災計画の見直しを行い、併せて、職員の参集体制、災害対策本部の分掌事務、避難施設等を見直したところである。

今後は、計画に対する事業検証等を視野に入れるなど、全庁体制で職員等の意識改革を図る必要がある。

市総合防災訓練については、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民との協力体制の強化を目的に毎年実施している。訓練内容は、災害情報収集、避難訓練、安否確認等を市内全域で、また、区の実情に即した訓練を自らが計画し実践しているところである。備蓄については、食料の備蓄にとどまらず、内容の再検討を含め計画的に進めている。大きな災害の少ない地域ではあるが、東日本大震災以降は市民の防災意識が高まりつつあり、今後は自主防災組織を含め、防災に関する『共助』をどのように構築していくかが課題となっている。

防災情報や避難情報の提供に関しては、これまでの北御牧地区の有線放送及び東部地区のオフトーク通信に代わる新たな情報伝達手段の構築に向けた検討を平成 21 年度から開始し、「いつでも、誰でも」容易に取得できる FM 放送による情報伝達システムを事業化した。

平成 22 年度のコミュニティ FM 放送局の開局により、従前のメール配信サービスとあわせて重層的な防災情報の伝達手段が構築された。合わせて、行政情報の提供及び災害に係る予報や警報などの情報を住民や関係機関等へ伝達する手段として、緊急告知機能を備えた専用の防災ラジオの配布を進めているが、配布率が市内全世帯の約 7 割に留まっている。今後は、防災ラジオの全戸配布を進めるとともに、市の防災対策に対する考えの周知と無関心層への啓発が課題となっている。

⑦「治山治水対策の推進」

<施策目標・手段>

山林の保全や河川改良、雨水排水対策などの治山治水対策を推進し、風水害に強い安全な地域を形成する。

【主な成果と課題】

治山治水対策としては、本海野地区の山腹崩壊対策事業及び畔田地区の土砂流出防止事業を行い、災害防止対策を実施してきた。

用水路における雨水対策整備については、市単事業補助も含め計画的に実施している。現在、県事業で下之城地区災害対策工事が実施されており、平成 28 年度の事業完了に向け計画的に整備が図られている。

市管理の河川については、危険性、必要性、実現性などを考慮して計画的に整備を進めており、西川の国道横断工事を平成 21 年度までに、中村川の整備を 24 年度までに実施した。

県管理の一級河川は、長野県が策定した「上小圏域河川整備計画」によって、計画的に整備が進められており、現在、金原川、求女川の整備が進められている。

雨水排水対策は、平成 23 年度に常田地区の基本計画を策定し、概ね市内全域の基本計画が策定され、今後はこの基本計画を基に、雨水排水路の整備を実施していく。

局部的な側溝等の修繕や改修は、区の長期計画を一つの基準として順次整備を進めているものの、予算の範囲内で実施しているため、区の要望を 100% 充足することが困難であり、課題となっている。しかし、これら課題はあるものの引き続き優先度を決定し、計画的に実施していく必要がある。

平成 20 年度に土砂災害洪水ハザードマップを作成し全戸配布を行っているが、継続的に広報することで市民の防災意識を醸成する必要がある。今後は、山地災害危険地区やため池等氾濫想定区域の情報も掲載したハザードマップの充実を図る必要がある。

⑧「消防救急体制の強化」

<施策目標・手段>

多様な火災発生に対応できる消防力の強化や、消防団の活動支援により、迅速で円滑な消防救急体制を確立する。

【主な成果と課題】

消防水利施設について、宅地や商工業地等の造成にあたり、開発事業者等に指導し基準に適した施設整備がされている。開発行為以外では、区の長期事業計画に基づき、優先順位を決定する中で順次整備を行っている。

消防団の活動環境等の充実については、装備品、施設等の更新を計画的に実施しており、その近代化を促進している。一方で、消防団員は減少の傾向にあるので、消防団の活動環境等の充実、啓発活動により青年層や女性の加入促進を図ることが課題となっている。

なお、上田地域広域連合による常備消防に関しては、無線のデジタル更新や消防本部庁舎の耐震改修などに財政支援を行い、消防及び救急体制の充実を図っている。

⑨「防犯や事故のないまちづくりの推進」

＜施策目標・手段＞

防犯灯や標識など事件、事故を発生しにくくするための施設整備や安全パトロールの実施など、市民と行政が協働して安全な市民生活を守る取り組みを進める。

【主な成果と課題】

市民課では、防犯灯や交通安全施設等の整備を順調に進めており、交通安全教育の充実として安全教育活動も年間 100 回以上実施している。今後は『地域ぐるみの防犯体制の構築』をキーワードに、防犯に対する地域住民の意識啓発を行うとともに、地域、学校等各団体それぞれの自主的な活動を活性化し、さらにその活動を効果的に進め、各団体が連携を深めていくための取組の促進を図る必要がある。

児童生徒の通学時の防犯や交通安全のため、地域のボランティアによる「見守り隊」が学校毎に区を通じて立ち上がった。地域毎に人数も異なり、通学路全ての交差点には配置できてはいない現状がある。また、ボランティア参加者は高齢者が中心であるため、今後の活動の継続が課題となっている。

政 策： II 活力を産業に結ぶまち（産業の振興）

施 策： （1） 魅力ある観光地づくり

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①観光情報の発信と観光地としてのイメージアップ	農林課	B	継続・再構築
	商工観光課	C	継続
②観光資源を飾る花回廊の整備	商工観光課	B	継続
③観光施設の整備と利用促進	商工観光課	B	継続
④潜在的な観光資源の発掘と活用	商工観光課	C	継続
	教育課	B	継続
⑤観光推進体制の整備	商工観光課	B	継続

①「観光情報の発信と観光地としてのイメージアップ」

<施策目標・手段>

市内の観光情報を効果的に発信・提供し、親しみやすい観光地としてのイメージアップを図る。また、市民が一体となったイベントなどにより、明るくさわやかな東御市のイメージを対外的に発信する。

【主な成果と課題】

農林課では、毎年9月に巨峰の王国まつりを開催している。まつりの開催は21回を重ね、来場者数は市内外から4万人を超えており、巨峰をはじめとする農産物特産品の宣伝活動には一定の成果を得ている。王国まつりは、JA祭と同時開催形式をとっているが運営が行政主体であり、一層PR効果が図られるような来場者の視点でのイベント開催方法の検証が必要となっている。

商工観光課では、平成24年度に東御市観光協会ホームページを全面リニューアルし、情報発信機能の充実を図った。今後は柔軟で多角的な情報発信のため、観光業者や観光協会員による「生の情報」を集約し発信する体制やシステムづくりも必要と考えている。また、観光協会からのタイムリーでニーズに即応した情報発信が求められている。現在、情報発信の場所は事務室内だけであるが、今後は事務室以外の情報発信窓口の開設も重要と考える。このほか東京や首都圏などでの観光キャンペーンにより東御市のPRを行った。

②「観光資源を飾る花回廊の整備」

<施策目標・手段>

市の観光資源が持つ歴史、芸術、食と文化などに対応し、これとマッチする花木の植栽や周辺環境の整備により、花回廊の形成に努める。

【主な成果と課題】

海野宿内沿道では、地域住民が育てたプランターの花や植栽が観光客を迎える取組みが行われている。また、湯の丸高原では、長野県の緊急雇用創出事業の活用等により、下草刈り等レンゲツツジ保全作業を実施してきた。現在は、群馬県側でも民間団体である湯の丸レンゲツツジ保存会やボランティア活動により整備が行われているが、より広範囲の保全活動を行うには、人手が不足している状況である。

登山道の管理整備と合わせ湯の丸高原一帯の貴重な自然や動植物を守る整備として、市予算のほか、湯の丸・高峰レクリエーションの森環境整備運営協議会による事業により、継続的に整備を行っている。しかし、今後の整備における長期的に安定した財源確保や整備人員の充足に向けて、自然保護や環境保全において実績のある湯の丸・高峰地域の民間活動との地域連携も深める必要がある。

③「観光施設の整備と利用促進」

<施策目標・手段>

観光地や施設をより利用しやすいものとし、観光客の満足を引き出すことができるよう、観光施設や付帯設備、サービス提供体制の充実を支援する。市温泉施設の利活用の方向を検討し、新たな運用に努める。

【主な成果と課題】

公衆トイレや駐車場について、湯の丸高原では地蔵峠及び池の平、海野宿では白鳥神社入口で維持管理を行ってきており、観光客には概ね好評である。湯の丸においては、平成 25・26 年の 2 カ年計画で、第 2 駐車場の未舗装部分を舗装し、駐車スペース拡大を計画している。

海野宿での取組みは、海野宿滞在型交流施設整備事業として、施設利活用の基本構想を策定、実施設計業務を完了し、平成 24 年度から着工している。今後、25 年度内に指定管理者を選定し工事を竣工するとともに、26 年度の営業開始を目指す予定である。

温泉コミュニティセンター（御牧乃湯）は、開業から 20 年以上が経過し、平成 23 年度に大規模改修を実施した。市の公共温泉については、施設の老朽化や経年劣化による修繕の必要性が増すなか、指定管理者である㈱信州東御市振興公社と綿密な協議を進めながら、よりよい施設運営、施設環境の整備に努める必要がある。また、施設目的の時代経過によるニーズの変化も鑑み、市関係部署を横断的に包括する会議により施設のあり方を検討し、運營業務を検証したい。

④「潜在的な観光資源の発掘と活用」

<施策目標・手段>

地域の固有の自然や史跡、芸術文化、農林業やものづくりなどにわたり、地域資源の新たな観光資源としての活用方法を探る。また、史跡等のガイドや体験プログラム講師などへの市民の参加を促し、観光を支える人材を育成し、外国人を含む幅広いニーズへの対応力を高めることにより、観光地の魅力アップを図る。これと併せ、新たな観光振興方策の検討と立案を進める。

【主な成果と課題】

海野宿において地元住民によるガイドが実施されているが、有料であること、一貫したガイド内容となる共通テキストがないことなどから、先進事例を参考とした体制再編が課題となっている。一方、湯の丸高原には独自のガイド体制がないため、有料となるが NPO 法人浅間山麓国際自然学校にインタープリターを依頼し、湯の丸自然学習センターを核とした活動に対応しているが、センター管理のあり方の検討も含め、民間活動との積極的な連携強化も課題である。

教育課での取り組みとしては、現在海野宿、旧和學校校舎、雷電生家については、それぞれの保存会や管理委員会に委託し来訪者への対応や案内説明を行っている。

案内ガイド等の設置が難しい文化財施設については、老朽化した案内説明看板の補修や取替の整備を実施した。また、史跡等の市内文化財のパフレットについて今後整備していく予定である。

⑤「観光推進体制の整備」

＜施策目標・手段＞

新たな観光施策の検討・立案と併せ、観光協会を軸とし、市民、事業者、行政が連携し協働できる観光推進体制の整備を行い、地域全体で魅力ある観光地の形成に取り組む。また、広域的連携による観光推進体制づくりを進める。

【主な成果と課題】

これまで観光の推進は、市、観光協会、民間事業者等が中心となり行ってきたが、観光協会には市の職員が事務局を兼務している。産業振興としての観光業の強化を促進するためにも、観光協会が民間による積極的に自立した運営を目指し、法人化等も踏まえたあり方を検討していく必要がある。東御市観光ビジョンの具体化に向け設立した『東御市観光まちづくり会議』が任期終了となったが、今後も第二期として再編存続し、次世代の観光業、商業、農業の担い手、若者、女性等、活力ある市民意見を積極的に取り入れ、観光ビジョンに基づく具体的な取組みに関しての助言や提言をいただき、事業を推進していく予定である。

市を代表する観光地である湯の丸高原においては、今後も自然保護を大きな課題としながら、世界有数の活火山である浅間山周辺の優れた自然環境を地域固有の観光資源と再評価し、環・浅間山系での連携、活動を一層、充実させていく必要がある。また、芸術むら公園の活性化について、梅野記念絵画館を中心に、周辺施設のアトリエ的利用等、アートに触れ体験するアートツーリズムの可能性を検討する必要がある。

施 策： (2) 商工業の振興と起業化支援

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①商店街・商業地の賑わいづくり	商工観光課	D	継続
②商工業経営の改善と基盤強化	商工観光課	B	継続
③工業用地の確保と優良企業の誘致	商工観光課	C	継続
	建設課	B	継続
④新産業・新分野進出の支援	商工観光課	C	継続
⑤地域産業を支える社会づくり	商工観光課	C	継続

①「商店街・商業地の賑わいづくり」

＜施策目標・手段＞

まちの中心に位置する商店街では、街路事業の成果を活かせる個店、商店街の店舗の充実や環境整備の試みを引き出すとともに、市民と商店との協働による賑わいづくりなど商店街の魅力づくりを支援する。

【主な成果と課題】

郊外の大型店やコンビニエンスストアの出店等により商店街への客足が伸びず、商店街の賑わいづくりは低迷している。商工会や商店街組合を中心として集客イベントやセールスの開催が行われているが、街路事業終了後は店舗の充実、環境整備等は進んでいない。

田中商店街店主を中心に、中心市街地活性化協議委員会を立ち上げ、店主及び消費者に対するアンケート等を実施し現状把握を行った。今後は、調査結果をもとに、商店街の賑わいづくりを進める中心市街地活性化協議委員会の活動促進や支援を行っていくことが重要となっている。

②「商工業経営の改善と基盤強化」

<施策目標・手段>

商工会等と連携しつつ、企業経営セミナー・研修会の開催、制度融資の活用促進などにより、消費者ニーズに応えられる店舗経営、後継者の育成など商工業者の育成を支援する。

【主な成果と課題】

商工会と連携し企業セミナーや研修会を開催して、後継者育成や経営の改善を図る取組みを行った。商店街では買い物客の減少や後継者がいないことなどにより店舗経営に不安をもつ場合が多い。今後は商工会と連携し、人材育成や創業支援を行うとともに個店経営の支援が必要である。

市商工業振興条例による補助や各種制度資金の活用により、設備の更新や経営の改善や基盤の強化を図った。

新たな取組みとしては、事業所用太陽光発電システムを設置した市内事業所に対し利子補給事業を行い、併せて新エネルギー導入による地球温暖化防止への取組も促進します。また、市内の観光宿泊施設等の整備を行った事業者にも利子補給事業を行い、観光宿泊施設等の整備を促進した。

中小企業での技術革新や新分野への取り組み、自社製品の開発等の分野への取り組みが少ないことが課題となっている。

③「工業用地の確保と優良企業の誘致」

<施策目標・手段>

既存工業団地、流通団地への優良企業の誘致をさらに進めるとともに、新たな工業用地の確保と提供を進める。

【主な成果と課題】

羽毛山工業団地は平成24年度に新たな企業（1社）が進出し、残区画は2区画、上川原工業団地の残区画は4区画となっている。引き続き県や市のホームページへの情報を掲載し、企業誘致に向けたPR活動を行う。

また、新たな工業団地の確保については、当面は未分譲地の販売を優先して行い、その後の状況を勘案した上で検討を進める必要がある。

④「新産業・新分野進出の支援」

＜施策目標・手段＞

新たなものづくりや、サービスの創出に取り組む企業活動を活性化し、魅力ある産業の育成を図るため、異業種交流の促進、新産業や新分野創出に向けた産・学・官の連携による研究開発などを支援する。また、情報提供や人材育成により起業化を支援し、産業の芽を伸ばす。

【主な成果と課題】

「産学官の連携」が進んでおらず、上田広域産業活性化協議会や上田市産学官連携支援施設（AREC）等の開催する研修会などへの参加に限られている。中小企業が新分野への進出や新製品の開発を図るには自社だけでは厳しく、他機関の技術支援や資金援助が必要となっていることから、研究会のような組織やその相談役となるコーディネーター的な役割が必要となっている。

⑤「地域産業を支える社会づくり」

＜施策目標・手段＞

次世代を担う子どもたちが、地域の手づくり文化や産業技術に触れ、理解や関心を深めることができるよう、教育機関等と連携を進めるとともに、地域住民と各企業、産学官の交流を促進するなどにより、地域が産業を支え、産業が地域に定着しやすい風土づくりを進める。

【主な成果と課題】

工業団地内で組織する団体や勤労者互助会等の活動に対し、市が団体事務局として事務の代行や補助金の交付などの支援を行っている。また、市では、子どもたちのものづくりへの関心を高めるために、小学生を中心にした企業見学会や学生のインターシップの事業所受入れを、上田職業安定協会等と共催で行っている。

受入れ企業が減少してきているが、交流を促進するためにも事業実施を継続したい。

施 策： （3） 多面的な機能の発揮による農業の振興

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①新たな農業方針の共有と行動・施策等への反映	農林課	B	継続・再構築
	農業委員会	C	継続
②優良農地の保全活用、遊休農地対策	農林課	B	継続・充実
	農業委員会	C	継続・充実
③担い手農業者の育成と支援	農林課	B	継続・再構築
④市民生活、環境に配慮した農業の推進	農林課	C	継続・再構築
⑤都市と農村の交流拡大	農林課	C	継続・再構築

①「新たな農業方針の共有と行動・施策等への反映」

＜施策目標・手段＞

「農業基本条例 実施計画・行動計画」「農業振興地域整備計画」の趣旨、内容を農業者、市民が十分理解し、日々の暮らしに根付かせるよう、理解と周知に努める。

【主な成果と課題】

平成16年度に農業基本条例を制定し、この基本理念に沿って各種施策を展開してきたが、国の農業施策が目まぐるしく展開する中で、新たに県の食と農業農村の振興計画が示され、市においても総合計画と整合性を図ったうえで具体的な「東御市農業振興計画」を策定する必要がある。

②「優良農地の保全活用、遊休農地対策」

＜施策目標・手段＞

生産性の高い生産基盤の整備や、認定農業者を中心とした担い手への利用集積により、優良農地の保全を図る。また、遊休農地所有者に耕作の指導をするとともに、利用集積や遊休農地における適作物の導入や栽培等を促進し遊休農地対策を図る。

【主な成果と課題】

基幹水利施設である神川左岸幹線水路や八重原用水路等の水路改修事業や、横堰池や海善寺池の提体等の改修事業を実施した。利用集積の推進により4年間で231ヘクタールの農地ができた。

また、遊休農地は指導や利用集積等により36ヘクタールが解消され、遊休農地等への導入作物については主に市の特産物であるクルミとワイン用ぶどうに、クルミ1,400本、ワイン用ぶどう5,000本の苗木の購入に対し補助をした。

しかし、依然として多くの遊休農地があることから更なる対策が必要であり、多様な農作物の生産が盛んになる一方で、農薬のドリフト（飛散）の問題があることから、作物ごと（野菜・果樹・水稻等）に栽培エリアを分ける必要性が生じている。作物栽培エリア分けの考え方を全ての農業関係者が共有できるように普及啓蒙を図り、作物の適地適作を推進する必要がある。

③「担い手農業者の育成と支援」

＜施策目標・手段＞

農業後継者、新規就農者の確保育成を支援するとともに、認定農業者や企業的経営を行う農業法人など経営基盤の強い担い手を増やす。

【主な成果と課題】

毎年、新規就農希望者が2～3人位おり、市内に住居を持たない希望者には、市の就農住宅等を紹介し、安心して就農トレーニングが受けられるようにした。就農トレーニング終了後は、ほとんどが市内に農地を借りて居住している状態である。この他、新規就農者等に対し、農地賃借料や苗木購入費などへの補助を行っており、収入が不安定な就農時初期に経営の安定を図

れるよう支援を行った。

認定農業者については、認定されると資金調達等のメリットは大きいですが、設備投資等が済んでいる農家にはメリットが少なく、更新しない人が増加している状況となっているため、農業経営基盤の強化促進のため今後も制度を推進する。

④「市民生活、環境に配慮した農業の推進」

＜施策目標・手段＞

学校給食での地元農産物の利用を高めるとともに、安全な食材を輸送負荷の少ないかたちで、地域の食卓に届ける地産地消を積極的に進める。

有機農業をはじめ自然力を活かした農法を推進し、消費者に安心感を与えることができる持続可能な農産物生産に取り組む。

【主な成果と課題】

学校給食での地元産農産物の利用については、利用促進のために行政関係者と生産及び仲介関係者による推進会議を開催している。主要品目の利用は、重量ベースで以前は6割を超えていたものの、仲介事務が負担となっていることもあり、5割程度となっている。今後は、生産者と学校給食の納入に係る仲介事務について負担軽減を図る必要がある。

また、自然力を生かした農法の推進については、市内畜産農家から堆肥を購入して活用した者に補助する堆肥活用事業を行っており、7,600トンの堆肥の購入者に対し680万円ほどの補助を行った。堆肥活用事業は有機栽培の推進として施策を展開しているが、畜産農家の糞尿対策といった側面もあるため一層推進する。

⑤「都市と農村の交流拡大」

＜施策目標・手段＞

農産物の都市生活者への供給と農業体験の提供という二つの側面から、消費者との交流とコミュニケーションを積極的に展開する。

【主な成果と課題】

友好都市の大田区小学校の農業体験の受け入れを行ってきたが、事業が軌道に乗り、現在は大田区休養村とうぶが主体で行っている。道の駅や直売所等を利用した生産者と消費者の交流は各販売所で工夫し行っている。市民農園は、全区画が利用されており、耕作放棄地対策として効果がみられた。そのため、他の耕作放棄地の市民農園としての活用に向け検討を進める。友好都市の大田区における農産物・加工品の販売事業・PR活動は、約20年に渡り継続的に実施してきたことで定着はしたものの、販路拡大に直接的に結びついていないことから、今後は、農業者（加工事業・直売事業）自らが行う販売活動に対する支援を進めていきたい。

政 策： Ⅲ 健やかさ・安心を結ぶまち（保健・医療・福祉の充実）

施 策： （１） 安心できる保健・医療・福祉体制づくり

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①保健・医療・福祉の基盤づくり	福祉課	B	継続・充実
	健康保健課	B	終了・再構築
	市民病院	B	終了・再構築
②サービス提供体制の充実	福祉課	B	継続・充実
③相談支援体制の確立	福祉課	B	継続・充実
④社会保障制度の充実	市民課	B	継続
	福祉課	B	継続・充実

①「保健・医療・福祉の基盤づくり」

＜施策目標・手段＞

保健・医療・福祉サービスにかかわる拠点施設の充実・活用を図るとともに、市民の生活を総合的に支えるために保健・医療・福祉の連携を強化する。

【主な成果と課題】

福祉の森には、地域医療の核となる市民病院と総合福祉センター（健康保健課・福祉課・社会福祉協議会）が隣接し、周辺には介護保険施設や障がい者施設が点在しており、必要に応じ連携が図られている。北御牧地区には、「ケアポートみまき」を中心に、みまき温泉診療所や身体教育医学研究所、介護保険施設などが立地し、ハードの一体化と連動した保健・医療・福祉の連携が図られており、それぞれ「福祉の森」の活動拠点化と「ケアポートみまき」との機能分担が進められている。

また、平成 22 年 4 月には市民病院となり「助産所とうみ」を開設し、20 年以上続いていた、市内でお産のできる診療所や病院が一つもない状況が改善された。

今後は、市民病院と市内開業医との連携、健康福祉部と地域福祉サービスを担う社会福祉協議会や社会福祉事業所など、各機関の強化と連携を推進し、「地域包括ケアシステム」の仕組みづくりが課題となっている。

②「サービス提供体制の充実」

＜施策目標・手段＞

高齢者や障がい者が福祉サービスの適切な利用が図られるよう、制度や事業の啓発と適切な運営体制を確立することにより、円滑かつ適正に提供できる体制を整備する。また、地域の密着した地域で支え合う活動が活発に行われるよう NPO やボランティアなどの活動を効果的に支援する。

【主な成果と課題】

対象者の掘り起こしや速やかなサービス提供のため、社会福祉法人やNPOなどの民間事業者、ボランティアとの定期的な連絡会やケア会議等による情報交換を行うなど、連携に努めてきている。高齢者や障がい者が、在宅においても施設においても適切な医療や介護サービス、障がい福祉サービスなどの支援が受けられるよう、一層連携の強化をめざす必要がある。

また、一人暮らしの高齢者や障がい者、また、高齢者のみ世帯については、地域のボランティアや民生児童委員等の協力のもと、日常的な困り事や不安の解消に向け相談の機会を設ける必要がある。在宅生活が困難な要介護者のために、必要に応じ計画的に施設整備を進められるよう、介護事業者等に協力を仰ぐ必要がある。医療機関退院後の介護サービスの利用については、医療連携室と地域包括支援センターや民間居宅介護事業者が連携し、速やかにサービスを受けられるよう助言や支援を行えるようにする。

③「相談支援体制の確立」

<施策目標・手段>

福祉事務所を中心として地域包括支援センター、児童相談所など専門機関が連携した相談支援体制を確立するとともに、民生児童委員等による身近で相談できる体制を整備する。

【主な成果と課題】

福祉事務所を中心として、高齢者に関しては地域包括支援センター、児童虐待に関しては、教育機関・児童相談所などの各専門機関と連携を図っている。

また、高齢者および障がい者の権利擁護に関しては、平成24年4月から「上小圏域成年後見支援センター」を立ち上げ、専門職員を配置して、相談支援の強化と申請支援を行っている。生活保護・各種障がい・高齢者相談が増え続ける現状において、限られた専門職員数での対応が非常に厳しくなりつつあることが課題である。

今後は、福祉事務所が単なる事務処理の機関ではなく、相談・支援など社会福祉行政の中核であり第一線の機関であることを認識し、心あるサービスを心がけるとともに専門職員の確保と資質の向上、各専門機関との相談支援体制をこれまで以上に充実し、また、民生児童委員等による身近で相談できる体制づくりを推進する必要がある。

④「社会保障制度の充実」

<施策目標・手段>

社会保障制度が、市民の安心と生活の安定を支えるセーフティネットであることを踏まえ、市が行うこととされている公的扶助、公的保険制度を適切に実施するとともに、他の機関が実施する社会保障制度についても啓発に努める。

【主な成果と課題】

国の制度改正の動向を注視しつつ、法の趣旨に則って取り組みを進めている。国民健康保険

税の収納率は、目標をほぼ達成しているが、被保険者の所得が減少していることにより国民健康保険税の収入が減少傾向にある一方で、保険給付費は増加傾向にある。手当等の支給は申請主義であることが多く、仕事を持つ市民や高齢者にとって負担となっていることから、少しでも負担を軽減するための手段を講ずる必要がある。

経済的困窮者については、就労支援を優先し、安易に公的扶助の対象とならないよう努めるべきではあるが、昨今の厳しい経済情勢下では、年齢的な要件からも就労先が見つからないケースも多く、対象者への支援の可否については慎重な判断が求められている。今後は、受け入れ事業者を探すとともに、就労意欲の低い対象者には、就労への動機付けや意識改革を図りながら支援していく必要がある。

施 策： (2) まちぐるみ健康づくり

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①健康づくり推進体制の充実	福祉課	C	継続・充実
	健康保健課	B	継続
②市民健康チェックの推進	健康保健課	C	充実
③相談・支援機能の充実	健康保健課	B	終了
④市民病院の充実と医療機関との連携	市民病院	B	継続

①「健康づくり推進体制の充実」

<施策目標・手段>

心身の健康づくりのために必要な正しい知識を広く普及し、運動不足や食生活などに起因する生活習慣病の予防や改善、高齢者の介護予防など健康を守るための活動を推進する。

【主な成果と課題】

福祉課では介護予防の普及のため、介護予防セミナーの開催や広報等により普及を図っている。また、生活機能が低下している高齢者を把握するため、チェックリストを配布し、機能低下が認められる高齢者には介護予防事業への参加を促している。その結果、対象者には教室等を通して運動習慣の大切さなどが理解されつつあるが、生活習慣の抜本的な見直しまでには至っておらず、市民全体の運動習慣に対する気運もまだ十分ではない。

また、上記チェックリストに新たな項目を追加し、現在外出困難者の実態を把握するための調査も進めており、支援が必要な高齢者や障がい者に対しては、訪問できるよう民間事業者やボランティアなどと連携し支援体制を整えている。

健康保健課では、平成18年度に策定した「健康とうみ21」の中間評価を平成22年度に行い、保健事業の見直しを図った。平成23年2月より、保護者のワクチン接種料負担軽減を目的に、従来の定期予防接種のほか、子宮頸がん予防ワクチンとヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種を開始し、制度の周知と接種率を向上に努めている。

今年度法改正が行われたことを受け、今後「健康とうみ 21（第二次）」の策定を予定しているが、同じく平成 25 年度に見直しとなる「東御市食育推進計画」との整合と連携を図っていく必要がある。

②「市民健康チェックの推進」

<施策目標・手段>

市民自らの健康状態を正しく把握し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけるために各種健診等への受診啓発と内容の充実を図る。また、健診データを有効に活用し、保健センターや医療機関による事後指導等の予防活動につなげる。

【主な成果と課題】

平成 20 年度から、メタボリックシンドロームに着目した健診と保健指導を医療保険者に義務付ける、特定健康診査・特定保健指導の制度が導入された。市の平成 23 年度特定健診受診率は 39.2%、保健指導実施率は 30.2%で、ともに目標値の 60%に達していないため、受診率向上に向けた施策が重要となっている。一方、乳幼児健康診査の受診は 95%以上となっており、未受診者に対しては保健師が保健指導を実施している。

市民が健康で自立した日常生活を送れるよう、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持および向上につながる対策に取り組んでいく必要がある。

③「相談・支援機能の充実」

<施策目標・手段>

市民が心身に抱える様々な健康や病気に対する不安を和らげ、適切な対応につなげるための相談機能を充実するとともに、医療機関との連携により在宅で療養する患者への支援を図る。また、高齢者のための介護予防や母子保健に関する相談・支援を推進する。

【主な成果と課題】

生活習慣病の増加、心の健康など、市民が心身に抱える様々な課題に対応するため、保健センターを中心に健康教育、健康相談、健康診査などを実施している。健康指向の高まり、医療に対するニーズが多様化・高度化する中、市民の健康づくりに向け相談・支援機能はさらに充実を図る必要があるが、「相談・支援機能の充実」については健康づくり全般に係る基礎的な要素であり、第 1 次総合計画において既に一定の成果もあることから、細施策に掲げるまでもないと考える。

④「市民病院の充実と医療機関との連携」

<施策目標・手段>

安心して子どもを産み、育てられる環境づくりのために、市民病院へ助産所を設置し、地域医療の向上を図る。また、市民病院と市内医療機関、近隣の専門病院等の相互連携と機能分担

を進め、広域的な地域医療体制を目指す。

【主な成果と課題】

平成 20 年 4 月に「助産所とうみ」が開所し、年間約 150 件の分娩を取り扱うとともに妊娠中や産後のヨガ教室、講演など、出産だけでなく産後も助産所を通じ触れ合える仕組みづくりを実施しており、「住民が気軽に集い、安心して子育て（親育て）できる地域づくり」の基盤が確保されつつある。

また、地域医療連携室を設置し、保健・福祉や他医療機関との連携を進めてきている。看護師 1 名、社会福祉士 1 名を配置しているが、近年では独居の方などの相談が増加しているのにあわせて、職員体制の強化が課題である。

また、上小圏域で進めている医療機関内のネットワーク化により、信州上田医療センター、依田窪病院及び当院が公開病院となり、地域の診療所等へカルテの開示や検査結果の情報交換を行える体制となった。入院中の検査、経過のデータ上でのやりとりが可能となり、重複検査を防止できるという点で患者負担の軽減につながっている。

今後は、開示に患者の同意が必要であること、診療所等のネットワークへの参加も任意であることから、本システムの理解と参加医療機関の拡大が課題となっている。

施 策： （3） 地域で支えあう福祉のまちづくり

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①互いに支えあう意識の醸成と地域コミュニティの再生	福祉課	C	継続・充実
②高齢者の生きがいづくりと自立支援の推進	福祉課	B	継続・充実
③障がい者の社会参加と自立支援の推進	福祉課	B	継続・充実
④子育て支援の充実	子育て支援センター	B	継続・充実
	子育て支援課	B	継続
	教育課	B	再構築

①「互いに支えあう意識の醸成と地域コミュニティの再生」

＜施策目標・手段＞

地域住民の交流活動、障がいや疾病に対する適切なサポートの仕方の学習やボランティアの育成などにより、地域で互いに支えあう意識の醸成を図る。また、支援の必要な人、支援が可能な人が互いに必要なときに助けあうことができるよう活動への幅広い参加と活動内容を充実する新たな仕組みづくりを促す。

【主な成果と課題】

地域コミュニティ活動を活性化するため、高齢者が気軽に集まれる地域の居場所づくりとし

て、生涯学習活動と連携した学習会を自治会の福祉運営委員が中心となり推進している。地域の見守り体制については、災害時に援護が必要な人を日頃から地域で見守り、安否を確認するための体制づくりを、地域を中心に進めている。援護体制を整備するうえで、地域における情報共有・連携が不可欠であるが、個人情報の取り扱いが課題となっている。今後、一層地域福祉を確立するため、地域福祉活動への住民の参加の促進を図る事が課題である。

②「高齢者の生きがいくりと自立支援の推進」

<施策目標・手段>

高齢者が、生涯にわたり生きがいをもって活動できる地域社会を構築するとともに、在宅生活の支援や介護サービスを充実し、高齢者が安心して暮らし続けることができる地域社会づくりを推進する。

【主な成果と課題】

高齢者クラブを中心とする子どもの見守りや趣味・ボランティア活動等が展開されており、生きがいくりの場として一定の成果を挙げているものと考えられる。就労の場の確保については、上田地域シルバー人材センターへの登録を促進している。

一方、要支援や要介護状態となった高齢者に対しては、配食サービスや生きがいデイサービス等を実施し、在宅における自立した生活を支援している。また、在宅が困難な要介護高齢者に対しては、介護保険施設を整備し施設サービスを提供しているが、入所待機者が平成 24 年 3 月末現在で 150 名程度(うち、要介護度 4 以上の重度要介護者は 60 名程度)となっている。今後は、ニーズを注視しながら、小規模な地域密着型サービス施設を適切に整備していくことが課題となっている。また、団塊の世代が 65 歳を迎えつつあることから、高齢者クラブへの加入促進や就労の場の確保など、その活躍の場をいかに作りだしていけるかが課題と考えられる。

③「障がい者の社会参加と自立支援の推進」

<施策目標・手段>

障がい者一人ひとりのニーズに応じた多様な社会参加の機運が生まれるよう、社会環境の整備や就労の場の確保を進めるとともに、障がい者の日常生活や外出などを支援するボランティアの育成など在宅生活を支えるサービスの確保に努め、自立支援体制の充実を図る。

【主な成果と課題】

平成 22 年度策定の「障がい者計画」と、その実施計画である平成 23 年度策定の「第 3 期障がい福祉計画」に基づき、公共施設のバリアフリー化の推進や障がい者の日中活動の場となる地域活動支援センターの充実を図るとともに、ハローワークとも連携した障がい者の就労支援の推進に取り組んでいる。

グループホーム・ケアホームの設置については、ニーズに対応できるだけの社会資源の整備が不十分であるという事と、地域生活にうまくなじめず施設に戻ってしまうケースもあり、基盤整備と定着支援が課題となっている。

④「子育て支援の充実」

<施策目標・手段>

地域全体で子育て家庭を支援する意識を共有し、高齢者をはじめとする地域の人たちが関わり、支えていく地域の子育て環境を充実する。また、子育て家庭の多様なニーズに対応したサービスの提供体制の確保を図る。

【主な成果と課題】

子育て支援センターでは、平成 22 年度に「次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を策定し、子どもの健やかな成長と子育てを支援するための施策を推進している。児童クラブ、子育て支援センター、さらには児童館の運営の充実のため、ハード面ばかりでなく、子どもたちを社会全体で育てていくためのソフト面での環境づくりが課題となっている。とりわけ、放課後の児童の居場所づくりに関しては、児童館及び児童クラブを各小学校区単位に整備してきたが、施設規模を上回るニーズへの対応など検討していく必要がある。

今後は、関係行政機関をはじめ、地域住民（自治会）、関係団体等から幅広く意見を求めて方向性を決定していくために、委員会・審議会などの設置を検討する必要がある。

子育て支援課では、柗津保育園で病児保育、海野保育園で病後児保育、全園で、一時預かり保育、長時間保育（早朝保育・延長保育）、田中保育園で全保育園の園児を対象にした土曜・休日保育等の取り組みを進めてきている。今後は、保護者の就労形態の多様化による保育時間の拡充等を検討していく必要があるとともに、平成 24 年 8 月に国から公布された「子ども・子育て関連 3 法」による幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための計画的な事務検討が必要になっている。

また、保育キーパーを全園に配置する取り組みが完了しました。核家族化が進み、父親やお年寄りと接する機会が少ない園児が保育キーパーとのふれあいを通して培われる優しさや思いやりを育むといった情操教育を推進するとともに、保育士の補助、簡易な施設の営繕業務を行っているが、営繕業務等により、一番の目的である子どもとの関わりが少なくなってしまうことがないようにしていくことが課題となっている。保育園の計画的な改築については、平成 21 年度に策定した「市立保育園改築基本計画」に沿って計画的に実施している。

教育課では、平成 20 年度から始まった、5 歳児発達相談において特別な支援を要する子どもたちへ、幼稚園・保育園・小学校・中学校を通して一貫した支援を継続するシステムの構築を進めている。

また、学校内における特別な支援を要する子どもたちへの支援に関しては、特別支援コーディネーターを配置して支援方法、保護者との話し合い等を進めている。発達障がい等については不登校傾向も見られるため、臨床心理士を配置してカウンセリング、発達諸検査を実施し、教育支援の充実を図っている。

義務教育 9 年間内での連携については、各校に特別支援教育コーディネーターを設置したことにより連携が進んでいるが、今後は、幼保時からの支援計画に沿って、どのような支援教育ができるのかを継続的に取り組む必要がある。

また、子育て支援センターでは 5 歳児発達相談を所管し、早期発見・対処を進めているが、今後は、発達障がい相談窓口の強化を図るとともに、児童生徒の支援だけでなく、保護者や家

庭への支援が必要なケースも多くなっていることから、総合的な支援を行える仕組みづくりと職員スキルの向上が求められている。

政 策： IV未来を担う人を結ぶまち（教育・文化・スポーツの振興）

施 策： （１） 生きる力を育む教育の推進

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①家庭や地域の教育力の向上	子育て支援センター、子育て支援課、教育課	C	再構築
②学校教育の充実強化	教育課	B	継続・再構築
③学校・家庭・地域の連携強化	教育課	B	継続・再構築
④地域ぐるみの学習環境づくり	教育課	B	継続・再構築
⑤相談・支援体制の整備	教育課	B	継続・再構築

①「家庭や地域の教育力の向上」

＜施策目標・手段＞

家庭において適切な親子関係を築き、しつけや教育の実践を通して家庭教育の充実に努めるとともに、地域での学習機会や仲間づくりを通して家庭や地域の教育力の向上を図る。

【主な成果と課題】

子育て支援課では保育園の参観日等での、子育て・運動遊び・食育等に関する講演会の開催や臨床心理士による発達相談等を実施している。野菜、米等をつくる食農体験や調理により、地域の自然、食文化に触れるとともに、地域の人や幼児・小学生から高校生までの児童生徒との交流により食育の推進を図っている。また、親の食への関心を高めるため、年少児を対象に試食会を実施している。

今後は、乳児から小・中・高校生まで一貫した成長の支援ができる体制づくりに努める必要がある。また、国から方針が示されている「子ども・子育て関連3法」による幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための計画的な事務処理を行い、子育て家庭の多様なニーズに対応した子育てサービス提供体制の確保を図る必要がある。

教育課では、平成19年度より「家庭の教育力向上を図る委員会」が教育委員会と子育て支援課により共同設置され、現在本委員会の主担当は教育課になっている。今後はPTAと連携を図り、支援体制を進める必要がある。一人の子どもが力強く育ち、親が自信を持って子育てができるように、乳児から中学生・高校生まで一貫した成長を支援していく『子育て連携チーム』の設置に関しては、発達障がい相談窓口強化なども含めた総合的な支援体制の再構築を進め、前期基本計画内（平成26年度～30年度）の設置を目指す必要がある。

②「学校教育の充実強化」

＜施策目標・手段＞

子どもたちが人間形成の基本となる「生きる力」を身につけ、社会の変化に主体的に対応できるよう基礎学力と活用力を育む、いじめと不登校の無い楽しい学校づくりを推進する。

【主な成果と課題】

北御牧地区において、不登校対策、学力向上を目的に、小学校・中学校の一貫教育を平成 25 年度から推進しますが、東部地区への導入については 1 中学校に対して 4 小学校であるので、連携をどの分野から行っていくのか課題となっている。

学力については、C R T 検査を 4 月に実施し、前学年までに学んだ学習についての理解度を測り、市内学校のデータを一元化して学校別、学年別、教科別の指導改善を行っている。

不登校対策については、平成 22 年度から対応策を強化してきており、市費により「心の教室相談員」を加配し、子どもたちの相談体制の充実を図っている。また、Q U 調査を実施し、学級内で支援を要する子どもを状況把握し、不登校未然防止策の一助としている。

また、地域の力を受け「学校応援団」を各校に設置し、学習支援、生活支援を実施し、地域の実情に応じ、体制を整えている。

小学校は建設から 30 年以上経過し、老朽化が進んでいる状況があり、建替え時期の検討が課題となっている。現在教育委員会において、「教育基本計画」を策定中であり、市総合計画と整合性を図って進めていく必要がある。

③「学校・家庭・地域の連携強化」

＜施策目標・手段＞

学校施設の地域への開放、授業への地域人材の活用を図るなど、学校と地域との関係を強化し、P T A 活動や学校評議員制度を充実し、子どもたちを社会全体で教育していくための連携体制づくりを促進する。

【主な成果と課題】

総合的な学習の時間を利用し、地域の方を講師として招き、地元農産物や地域の歴史について学習を進めており、栽培や収穫体験、講師の方々との食事など交流を深めている。しかし、指導要領の改訂により、総合的な学習の時間が大幅に縮減となったことから、地域の方々から子どもたちに教えた内容として要望が増加しており、授業時間確保が難しくなってきたことが課題である。

その他に、中学校の部活動については、野球、柔道、バスケット、剣道など専門的な技能指導について地域の方を外部指導員として依頼する仕組みを整えた。学校評議員会は学期毎に開催し、意見をお聞きしているが、P T A 活動と連携し、子どもたちへの地域としての教育体制にはまだ至っていないことが課題である。

④「地域ぐるみの学習環境づくり」

＜施策目標・手段＞

学校や地域で、子どもたちが生活の知恵や地域の自然、食文化、歴史・文化などに触れ、学ことのできる学習環境づくりを促進する。

【主な成果と課題】

平成 24 年度に「キャリア教育推進委員会」を起ち上げ、市内企業各社にご協力を頂き中学生の就労体験を実施している。体験の受入れ企業・事業所の拡大が課題となっている。また、現在策定中の教育基本計画との整合性を図った施策の再構築が必要と思われる。

⑤「相談・支援体制の整備」

＜施策目標・手段＞

子どもたちが学校や家庭で抱える様々な悩みに対応するために、学校と家庭、地域の連携を密にし、専門家や関係機関との連携により必要な支援体制を整備する。

【主な成果と課題】

平成 23 年度から臨床心理師 1 名を配置し、平成 24 年度からは指導主事を 1 名増員し 2 名体制とし、相談支援体制の充実を図った。平成 22 年度から不登校対応策を強化してきており、市費により「心の教室相談員」を加配し、子どもたちの相談体制を充実させた。家庭に対する支援や学校と家庭との橋渡しを行う支援員を 2 小中学校に市費加配しているが、効果は上がっている。

5 歳児発達相談を通して、発達障がいなど支援を要する子どもの早期発見、早期対応に務めるとともに、幼保小中連絡会議を通して、支援を要する子どもについて文書による送付を行い支援の継続を図っている。各校に特別支援コーディネーターを配置（教職員の中から指定）し、その子どもにあった教育・支援を実施している。

発達障がい児への支援については、発達障がいのある子どもの家庭の療育不足により、2 次障がいが起こり不登校につながるケースが増えていることが課題である。

施 策： （2） 文化育むまちづくり

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①生活文化都市の形成	教育課	C	継続
	生涯学習課	B	終了・再構築
②文化施設の充実	生涯学習課	B	継続
③地域の文化や伝統行事の継承	教育課	B	継続
④文化財の保護と活用	教育課	B	継続

①「生活文化都市の形成」

<施策目標・手段>

市民生活の中で地域文化の交流を深め、また、その文化の再発見を促していく生活文化都市としての活動を推進し、新たな生活文化の創出及び発信を図る。

【主な成果と課題】

教育課では生涯学習講座への歴史に関する資料提供や、各公民館開催の歴史講座等について支援・協力を実施しているが、受講者の高齢化や固定化傾向にあり若年層の参加が少ないことが課題となっている。

生涯学習課では、現在、多様な入門講座を実施しているが市民ニーズの多様化に伴い、様々な講座開設の要求に対して会場や講師確保の面から全て対応することが難しい。今後は、市民ニーズの把握に努めるとともに、人材バンク等を活用し講師の発掘に努めるとともに、平成 25 年度に中央公民館の増改築工事を実施し、学習スペースの拡充を図る必要がある。

②「文化施設の充実」

<施策目標・手段>

文化会館などの市内文化施設を拠点とした文化関連事業を充実し、地域に根差した文化活動の振興を図るとともに、さまざまな文化交流を促進し、市民文化の活性化に努める。

【主な成果と課題】

市民のニーズが多様なため、すべてのニーズに沿った自主事業を行うことは困難である。今後は費用対効果を踏まえつつ、可能な限り市民ニーズを把握・反映した自主事業を増やしていく。文化施設の維持改修については、緊急性を考慮しながら順次改修を進めていく必要がある。

③「地域の文化や伝統行事の継承」

<施策目標・手段>

祭事などとともに、伝承されている地域に伝わる文化や伝統行事に対する理解を深める機会設けるなど、後世に伝えるための保存、継承活動を支援する。

【主な成果と課題】

東町歌舞伎は、毎年 4 月下旬に公演を実施、西宮歌舞伎は 7 年に一度公演を行い、市内外の観客から高い評価を得ている。祢津小児童による歌舞伎クラブもあるが、歌舞伎出演者・義太夫・三味線演奏者の高齢化と後継者不足が問題となっている。各歌舞伎舞台の施設維持管理等へ引き続き支援していくとともに、伝統行事の継承を進めていくための歌舞伎保存会への支援を行う。

金井の火祭りについては、祭り会場のスペースが狭いことや、他地域からの入居者が多いため育成会組織が十分に発揮できていないことが課題となっている。

④「文化財の保護と活用」

<施策目標・手段>

市の文化を伝える歴史文化遺産の保存を図るとともに、市の歴史を広く伝え、学ぶことのできる環境を整備し、後世に残す。

【主な成果と課題】

海野宿内の修繕家屋等については、国庫補助金等を活用し概ね実施されてきてはいるが今後も所有者と保存会と協力しながら計画的に整備を進めていく必要がある。空き家の増加については、海野宿保存会が窓口となり所有者や管理者からの相談を受け、今後さらに連携を図り具体的な利活用方法について、所有者等と協議を進めて行く。

その他の文化財・文化財施設についても、老朽化や集中豪雨等による修繕が増加傾向にあるため、今後も老朽化した文化財等については、計画的な修繕を行い利活用に対応する必要がある。

埋蔵文化遺跡の発掘調査と保存については、小規模開発の増大に伴い調査業務の体制が不足している。今後も確認調査業務は引き続き行い、遺跡内を良好に保ち、台帳整備について更新を行うとともに、届出等の周知を図る。アケボノゾウ化石については、北御牧郷土資料館において展示し一部公開としているが、現在適切な展示施設がないことから、庁舎等の改築に合わせ空きスペース等を活用した展示室を検討する。

施 策： (3) 学びあい、教えあいの推進

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①生涯学習のまちづくりの推進	生涯学習課	B	継続
②生涯スポーツのまちづくりの推進	生涯学習課	B	継続
③人権尊重のまちづくりの推進	人権同和政策課、教育課	B	継続・充実
④青少年の健全育成	生涯学習課	B	継続・充実

①「生涯学習のまちづくりの推進」

<施策目標・手段>

市民の多様なニーズに対応した学習機会の拡充を図るとともに、公民館などの学習環境を整え、市民だれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも学ぶことができ、成果を生かすことのできる生涯学習のまちづくりを進める。

【主な成果と課題】

平成 24 年 11 月に図書館が市庁舎との複合施設としてリニューアルオープンし、閲覧席の充実を図るなど居心地のよい図書館の整備が進んだ。図書館が「出会いを楽しむ、学びと創造の拠点づくり」を進めるためにも、多くの市民に継続して利活用をしていただけるような図書館

の運営に努めていく。特にこれまで利用の少なかった、高校生や20歳代の市民、これまで図書館に出向かなかった市民の利活用の推進について検討の必要がある。

公民館についても来年度建て替えを控えるなど施設整備が進みつつあるが、ソフト面では、カルチャースクールは人気があるが、地域課題の学習やまちづくりへの活用のような講座はあまり人気がない。今後も市民の「自ら学ぶ」という自主性の醸成に努めたい。

②「生涯スポーツのまちづくりの推進」

＜施策目標・手段＞

市民のスポーツ組織への支援を図るとともに、子どもから高齢者までだれもがスポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加し、交流しながら心身の健康づくりや仲間づくりなどに取り組むことができる、生涯スポーツのまちづくりを進める。

【主な成果と課題】

市内のスポーツ施設は、指定管理者制度に移行しており、利用時間や申し込み時間の拡大で利用者の利便性は向上しているとともに、歳出も減少している。一方で建物自体が老朽化している施設が多く、大規模改修も必要だが財源確保が難しい。

今後は、スポーツ推進委員会等においてニュースポーツの実技指導や用具の貸し出しなどを行うなど、気軽に行えるスポーツの普及と、スポーツに親しむことのできる環境の整備に取り組むとともに、スポーツボランティアや指導者などスポーツを支える人を育成するとともに、その定着を図ることが求められている。

③「人権尊重のまちづくりの推進」

＜施策目標・手段＞

「東御市人権施策の基本方針・基本計画」を推進し、人権意識を高め、人権尊重のまちづくりを総合的に推進する。

【主な成果と課題】

平成21年に「人権と暮らしについての意識調査」（アンケート）を実施し、その結果や昨今の情勢を踏まえ、基本方針・基本計画の一部見直しを行った。

部落問題をはじめあらゆる差別の解消をめざし、人権同和教育を積極的に推進することで、市民の同和問題等に対する正しい認識も高まっているが、市民一人ひとりが人権とはなにかを理解し、日常生活の中で人権を尊重した態度や行動力が身に付くよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての人権教育・啓発が引き続き必要である。

④「青少年の健全育成」

＜施策目標・手段＞

青少年健全育成条例の運用、青少年健全育成計画の推進により、次世代を担う青少年が心身

とも健全に成長できるよう、家庭・学校・地域や関係団体の連携による市民総ぐるみの健全育成活動を支援する。

【主な成果と課題】

最大 50 台を数えた有害図書等自動販売機は、平成 19 年の東御市青少年健全育成条例の制定・施行を契機に順次減少し、平成 24 年 4 月には完全撤去された。これは、条例に基づく届出と指導及び地域の撤去活動の成果と言える。また、パソコン・携帯電話などが普及し、インターネット利用が増加する中で、青少年が犯罪の被害者、あるいは加害者となる危惧があることから、子どもたちをケータイ・インターネットの危険から守る取り組みを重点的に進めている。ネットリテラシー教育推進協議会とセーフティネットアドバイザーが連携し積極的に学校・地域でネットリテラシー出前講座や学習会を開催、小中学校では各学年で年間 2 時間から 5 時間のネットリテラシー授業を実施している。急激なスマートフォンの普及や新たなアプリケーションが数多く誕生していることから、危険に触れる機会が増大しており、日々新しい情報を入手、研究をしながら、ネットリテラシー教育に取り組んでいくことが必要とされている。

政 策： V 支えあい夢を結ぶまち（住民と行政の協働）

施 策： (1) 男女共同参画の推進

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①男女共同参画の社会づくりの推進	生涯学習課	C	継続・充実
②推進体制の確立	生涯学習課	C	継続・充実

①「男女共同参画の社会づくりの推進」

＜施策目標・手段＞

これまでの慣習や社会制度にとらわれることなく、男女が個性と能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合い、対等な協力関係を築くための男女共同参画の意識づくりに努め、男女が協力して仕事と子育て、家事を両立していくための支援体制づくりを進める。

【主な成果と課題】

平成 21 年に東御市男女共同参画推進条例を制定。平成 24 年に条例に基づく基本計画として、東御市男女共同参画推進基本計画を策定した。講演会・懇談会の開催等の啓発活動を行ってきたことにより、市民の男女共同参画に対する意識は高まってきているものの、行政や自治会などの方針決定の場への女性の参画が不十分（審議会や委員会の女性委員の割合は、目標 40%に対し、平成 24 年度見込みで 27.9%）であるなど、固定的役割分担意識が根強く残っている。少子高齢化が進展するなか、持続可能な社会の発展のために益々男女共同参画社会の実現が重要となっていることから、今後も女性の社会参画を促進し、男女が協力し合う社会づくりを推進する必要がある。

②「推進体制の確立」

＜施策目標・手段＞

「東御市男女共同参画推進基本計画」を着実に推進するため、市民参加のもと行政と一体となって取り組む推進体制を確立する。

【主な成果と課題】

現在、市民有志の団体である男女共同参画推進会議・女性団体連絡協議会と連携・協力し講演会やまちづくり地区懇談会などを開催し、男女共同参画を推進している。しかし、両団体ともメンバーの固定化・高齢化・減少という課題を抱えており、これまでのような活動を行っていくことが徐々に難しくなりつつあるため、今後は、両団体との協力以外にも地域・推進団体などからの選出委員で構成する男女共同参画推進委員会を立ち上げ、推進体制を強化することが求められている。

施 策： （２） 国際交流の推進

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①国際理解学習の推進	生涯学習課	B	継続・再構築
②幅広い国際交流の促進	生涯学習課	B	継続・再構築
③外国人に優しい環境整備	市民課	B	継続・再構築

①「国際理解学習の推進」

＜施策目標・手段＞

小中学校における国際理解教育や、国際化の視点を取り入れた生涯学習活動などにより、子どもたちや市民の国際理解を推進する。

【主な成果と課題】

東御市アメリカ姉妹都市友好協会が実施している中学生のオーストラリアへのホームステイ及び高校生のアメリカ・マドラス市へのホームステイの参加者については、応募も多く、選考は問題なく行われているが、適切な引率者の人選が年々難しくなっているが、市民のニーズがあることから、引率者の養成、確保に努め、今後も実施していきたい。

また、日韓親善むくげ会が実施している韓国との相互交流ホームステイについては、最近の日韓の国際情勢等に影響される部分が多く、実施できない年も増えてきている。そのため、国際情勢を踏まえつつ、交流団体の草の根活動を引き続き支援することで国際理解学習の推進に努める。

②「幅広い国際交流の促進」

＜施策目標・手段＞

国際姉妹都市である米国オレゴン州マドラス市との交流や、国際交流協会を通じて市民、民

間団体などが行う国際交流活動を促進する。

【主な成果と課題】

姉妹都市との市民交流団の相互派遣については、旅費等の個人負担が多額であるため、参加者の確保が難しくなっている。高校生のホームステイは引き続き継続し、市民交流団の派遣についても数年置きには実施していきたい。国際交流協会の活動支援については、国際情勢に影響を受け、思うような活動が行いにくい団体もあるが、今後も意向を尊重しながら、引き続き活動支援を行っていく。

③「外国人に優しい環境整備」

＜施策目標・手段＞

外国人総合相談窓口の設置や外国語による行政情報の提供など、外国人が住みやすいまちづくりに向けた取り組みを進める。

【主な成果と課題】

グローバル化の進展に伴い、東御市で暮らす外国人も増加していることから、外国人相談窓口に3か国語ができるコーディネーターを配置し、就学や保険制度の案内等、市民課だけでは対応が難しいケースでも各課との連携し、決め細かい対応を行っている。

日本で働き、生活する外国人に対して、日本の文化や風習について学ぶ機会を設定すると同時に、地域の日本人に対しても相互に文化や風習を学び合える機会をつくっていくことが必要である。男女共同参画の視点に立ち、外国人への教育、住宅、就労支援、多言語での情報提供や相談体制の整備等について、実態を踏まえながら進めていく。また、外国人や外国人の親を持つ子どもの就学に関する困難について把握し、実態を踏まえた支援を行う必要がある。

施 策： (3) 市民と行政の協働のまちづくり

細 施 策	担 当 課	総合評価	今後の方向性
①市民参加・参画機会の拡充	企画課	C	継続・再構築
②協働推進体制の確立	総務課	B	継続
	企画課	B	継続・充実
③コミュニティ機能の強化	総務課	B	継続
	企画課	B	継続・充実
④開かれた市政の推進	企画課	C	継続・充実
⑤効率的・効果的な行財政運営の推進	総務課	B	継続
	企画課	B	充実・再構築

①「市民参加・参画機会の拡充」

＜施策目標・手段＞

会議におけるワークショップの手法の導入やまちづくり計画などに意見を述べるパブリックコメント制度の活用、各種審議会への公募委員の登用など、市民参加機会を拡充する。

【主な成果と課題】

パブリックコメント制度の活用と各種審議会への公募委員の登用については、取り組みを行っている。

また、平成 26 年度を初年度とする第 2 次東御市総合計画策定にあたり、市民アンケートの実施、市民と行政が協働で策定をするための総合計画策定市民会議を設置し、ワークショップの実施など市民参加機会の拡充を推進している。

今後、各種会議への市民参加の一層の推進と参加者の自発的な作業や発言が行えるワークショップ手法などの導入による運営の工夫・拡大に努める必要がある。

②「協働推進体制の確立」

＜施策目標・手段＞

市民と行政お互いの協働意識の醸成を図るとともに「市民協働のまちづくり指針」をもとに協働推進体制を確立する。

【主な成果と課題】

集中改革プランに基づき指定管理者制度の導入を進めており、温泉施設、文化会館、スポーツ施設など 53 施設は、この制度により管理運営を行っている。平成 25 年度に新規の 1 施設で導入を予定している。今後は、モニタリングの導入等運営方法に関する充実が求められる。

また、PFI 制度等新たな手法による民間活力導入については、検討を行っている段階で導入に至っていない。

平成 19 年 12 月に策定した「市民協働のまちづくり指針」をどう具現化していくかという点が課題であり、協働のまちづくりの基本的な考え方について、自治推進活動支援（事業活動補助等説明会）などを通じ周知を図っているものの、市民に十分浸透している状況にない。

③「コミュニティ機能の強化」

＜施策目標・手段＞

地域における協働のまちづくりを推進するため、小学校区を単位とする地域住民の交流拠点となる施設の整備、自治会活動の促進などにより良好なコミュニティの形成を促進する。

【主な成果と課題】

コミュニティ機能の強化として、舞台が丘公共施設整備構想に基づき、市役所庁舎の耐震化と増改築を図ると同時に新図書館を合築させ、限られた敷地の中で、コンパクトで機能的な施設の整備を行った。

また、東日本大震災以降の社会情勢の変化に伴い、防災・減災への取り組みを強化する必要

が生じたことにより、中央公民館にコミュニティ機能強化を目的とした市民の交流拠点となる講義室の増築、及び災害時の緊急避難・輸送路として、平時は分散した施設の利便性の向上を図る目的として、全長約320mの道路の新設など、構想事業内容を一部変更した。

今後も、公共施設が集積する舞台が丘地域一体の施設利用者の利便性の向上、災害に備えたコミュニティ機能の強化を図るとともに、災害時は防災の拠点としての機能を確保するため、引き続き計画的に整備促進する必要がある。

「小学校区単位の地域づくり」の推進にあたっては、市民が協働の必要性を認識し、地域課題を自ら解決するような意識を醸成するため、平成23年度滋野地区をモデル地区として取組みを始めた。平成24年度では北御牧地区でも取組みが始まり他地区への関心が広がりつつある。

地域づくりの自主性を支援するため、平成25年度新たに地域づくり支援室を設置し、人的支援では地域づくり支援員の配置や地域づくり推進交付金等の支援体制の整備を進めている。

小学校区単位における自主的な地域づくりの取組みを通じて、これまで行政が担ってきた「公」の領域を、多様な価値観を持つ市民と行政が共に担っていくことの必要性の理解を求め市民と行政が互いにパートナーとして尊重し合い、それぞれが持つ役割と責任を認識しながら地域の特色を生かした“地域づくり”を進めていくことの意識啓発が必要である。

④「開かれた市政の推進」

＜施策目標・手段＞

個人情報保護の徹底のもとで市政に関する情報を市民に分かりやすく情報を提供するとともに、まちづくり懇談会の実施など市民の意見や提案を視線に反映していく。

【主な成果と課題】

行政情報の提供については、モニター制度を活用し市報の紙面や内容の充実を図るとともに、一つの情報を市ホームページ、エフエムとうみ及びケーブルテレビなど可能な限り複数のツールにより、より多くの人に情報が行きわたるよう努めている。

また、ケーブルテレビについては、映像やテロップにより市民に分かりやすい行政情報の提供を行っているが、今後は市政に関する番組制作を通じて、より身近な政策情報提供の拡充を図る必要がある。

市民の意見や要望の市政への反映については、まちづくり懇談会、ふれあい市長室や市政への提言「私のひとこと」を実施している。しかし、特にまちづくり懇談会は、年々参加者が減少傾向にあるため、より幅広く市民の意見等を聴くため、新たな広聴機能の充実を図る必要がある。

⑤「効率的・効果的な行財政運営の推進」

＜施策目標・手段＞

「東御市行政改革実施計画」に基づき、トップマネジメントの強化、行政評価システムの構築、職員の意識改革、簡素で効率的な組織体制の確立を推進する。

【主な成果と課題】

平成 23 年度に「第 2 次行政改革大綱」を策定し、4 つの基本方針に沿って行政改革を推進している。実施においては、「集中改革プラン」において重点的に取り組む目標を絞り込み、可能な限り数値目標・目標年次を設定し、計画的に取り組んでいる。第 1 次計画期間（平成 18～22 年度）では、民間委託の推進、指定管理者制度の導入、事務事業の再編・見直しなどにより、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応しつつ持続的な行政運営を実現するため、不断な行政改革に取り組んできた。

また、第 2 次計画期間（平成 23～25 年度）では、取り組み期間を総合計画の最終年と合わせ実施している。

「定員適正化計画」の数値目標については、地域主権改革等に伴う事務事業の増加や市民ニーズに応じた行政サービスの多様化による人員確保などが課題であり、次期計画に向けた適正な職員数の検討が必要になっている。

行政評価については、「市の仕事の現状を認識し、課題を発見するための自己診断ツール」と位置付け、平成 22 年度から重点となる事務事業を絞り込んで評価する「特別重点事業評価制度」の導入を図り、併せて「新規事業評価制度」を試行実施し、平成 23 年からは新たに「継続事業評価制度」の運用も開始した。運用において、まちづくり審議会を第三者的外部評価委員会と位置付け、制度の見直しや評価結果の公表などを通じ、より実効性の高い制度へと改善を図っている。今後は、評価結果を企画立案やそれに基づく具体的な事業実施に反映させることができるよう“評価結果の活用”を全庁的に浸透させる必要がある。